

記入にあたっての注意事項【申請人作成用】 (見本)

【申請人作成用 1】

この用紙は、次のURLからダウンロードできます。
<http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1-1.html>

日本における連絡先：
 審査期間中に連絡可能な日本の住所と
 電話番号を記入

入国予定年月日、査証申請予定地等：
 一旦出国後、国外で査証申請を行い
 来日する前提で記入

【申請人作成用 2】

勤務先の名称、所在地、電話番号など：
 申請時点で決まっていな場合は
 「未定」と記入

申請人、法定代理人、出入国管理及び難民認定法 第7条の2第2項に規定する代理人

申請代理人と申請書の記載について：

	申請者	申請人本人が日本にいる	申請人本人が国外にいる
1	本人申請	1ページ目の住所・電話番号に日本国内の連絡が取れる情報を記入し、# 27署名欄に申請人本人が署名	—
2	代理人申請	# 27に代理人の情報（住所や電話番号等）を記入し、その下の署名欄に代理人が署名 ※取次欄に記載しない ※「所属機関等作成用 1」については、申請人名での記名が必要	# 27に国内の代理人の情報（住所や電話番号等）を記入、その下の署名欄に代理人が署名 ※取次欄に記載しない ※「所属機関等作成用 1」については、申請人名での記名が必要
3	取次申請	1ページ目の住所・電話番号に日本国内の連絡が取れる情報を記入し、# 27署名欄に申請人本人が署名 ※取次欄に必要事項を記載	—

※在留資格認定証明書交付申請は外国人本人の代理人として以下の者が行うことができます。いずれの場合であっても、申請に係る創業活動の内容を詳細に把握し、地方出入国在留管理局に対して説明できる者である必要があります。

- (ア) 当該外国人が経営を行うこととなる事業の本邦の事業所の職員又は当該事業所の設置について委託を受けている者（法人である場合にあってはその職員）
- (イ) 当該外国人の創業活動について創業活動確認をした関係地方公共団体の職員

※ なお、地方出入国在留管理局長に届け出た弁護士又は行政書士に、書類の作成や提出におけるサポートを依頼することもできます。（有償サービス）